

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・生涯を通じた多様な学習活動の振興のため、学習環境の整備及び学習機会の提供に関すること ・学習成果を活かすための活動の支援に関すること ・社会教育関係団体、青少年関係団体等への支援に関すること ・生涯スポーツの普及に関すること ・スポーツ関係団体の支援、人材育成に関すること ・人権相談、行政相談、法律相談及び住民相談など各種相談に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
講座やイベントは、学習活動を通して自身を高めたい、これから始めてみたい、知識や経験を活かしたいと考えている町民皆さんのために。団体の支援等については、文化的教養や青少年の健全育成のために組織的に取り組んでいる団体や町民のために。町内でスポーツをしている人やこれからスポーツをしようとしている人、スポーツに関わりたいと考えている全ての人のために。 各種相談に関する事務は、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	人権の尊重	
指 標 名	人権に関する研修会における理解度	
数値目標	初期値（令和5年度）	74.0%
	現状値（令和6年度）	62.6%
	目標値（令和7年度）	75.0%
	最終目標値（令和11年度）	80.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	女性・子ども・高齢者・障害者等の様々な人権問題に関する講義、視察研修を開催します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
住民が人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重する社会が実現されます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
役場職員、社会教育関係団体の役員、PTA役員、小中学校教職員など、人権尊重の明るいまちづくりを率先して推進すべき立場にある人を対象にした人権教育指導者養成研修事業を7回、一般町民を対象とする人権講座8回開催し、テーマについても震災、障害、ハラスメント、医療等さまざまな人権問題に視点をあてましたが、理解度の増加には繋がりませんでした。また参加者の固定化が見られ、幅広い世代が参加できるよう身近な人権テーマを反映していく必要があります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
参加者に理解を深めていただくために講師と協議を重ね、幅広い世代の方が参加できるよう身近な人権テーマを反映していきます。また、ホームページで講座の募集を行うとともに、公民館サークルや子ども会だけでなくPTA等の団体にも周知し、より多くの方に受講の機会を提供します。		